

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「かわさきそだちワイン特区」の認定申請について

資料 「かわさきそだちワイン特区」の認定申請について

経済労働局

令和2年1月16日

1 特区制度について

国の特区制度は次の3種に分類されている。

制度名	(1) 構造改革特区	(2) 総合特区		(3) 国家戦略特区
		国際戦略総合特区	地域活性化総合特区	
法	構造改革特別区域法	総合特別区域法		国家戦略特別区域法
施行	平成14年12月	平成23年6月		平成25年12月
概要	自治体からの提案により、実情に合わなくなった国の規制を緩和し、これまでは事業化できなかったことを特別にできるようにするもの。	「国際戦略総合特区」と「地域活性化総合特区」に分けられる。実現可能性の高い先駆的取組を行う区域に、規制・制度の緩和に加え、税制・財政・金融上の支援といった総合的な支援を行うもの。		“世界で一番ビジネスしやすい環境”を作ることを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規則・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。
目的	規制の特例措置の適用を受けて特定分野の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図る。	産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。		国が定めた国家戦略特別区域において経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに国際的な経済活動の拠点を形成する。
主導	地域主導	地域主導		国が主体的に関わる
規制の特例	○	○		○
税制支援	×	○		○
財政支援	×	○		×
金融支援	×	○		○
本市関係 特区名称	「国際環境特区」 (川崎市、神奈川県) (平成15年5月)	「京浜臨海ライフイン ベーション国際戦略 総合特区」 (神奈川県、横浜市、川崎市) (平成23年12月)		「健康・未病産業と最先端医療関 連産業の創出による経済成長 プラン～ヘルスケア・ニューフロン ティアの実現に向けて～」 (神奈川県全域を含む東京圏) (平成26年5月)

2 今回申請した構造改革特区について

(1) 概要

国が示す規制の特例措置により活用可能な特定事業※1のうち、特定農業者※2が製造する酒類製造量の基準緩和を行う特定事業に申請を行った。

※1 特定事業数 およそ 60 件（平成 30 年 9 月 11 日現在）

※2 特定農業者 いわゆる農家民宿や農家レストラン等、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店等）を営む農業者をいう

(2) 申請年月日

令和 2 年 1 月 7 日

(3) 特定事業の名称

特定農業者による特定酒類の製造事業（707(708)）※3

※3 認定数 190 か所（R1.10 現在）

近隣地の認定状況：埼玉県入間市（H23）、小川町（H29）、千葉県御宿町（H23）、南房総市（H24）、香取市（H26）、木更津市（H29）、神奈川県内は認定地なし

(4) 特定事業（707(708)）の趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者で、自ら生産した果実又は米を原料として一定の果実酒又はその他の醸造酒（特定酒類）を製造し、自己の営業場で提供しようとする者が一定の果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準（年間 6,000 リットル）を適用しないこととするもの。

(5) 特定事業（707(708)）の効果

農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造現場において、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造したり、自ら生産した果実を原料として果実酒（特定酒類）を製造することができる。

3 本市申請の概要について

(1) 経緯

麻生区の農業者が自ら栽培したワイン用のブドウを委託製造したワインを販売しているが、自ら製造したワインを販売したいという意向があり、特区申請の相談を受けた。

これを受け、他の市内農業者に自ら栽培した果実からワインを含む果実酒を製造、販売する意向があるかヒアリングを行ったところ、他に 4 件の農業者にワイン等の製造意向があることを確認した。

市内産ワイン等の製造、販売は、本市農業振興はもとより、商業、観光等への波及効果が見込まれることから、本市での特区の認定申請を行った。

(2) 構造改革特別区域の名称

かわさきそだちワイン特区

(3) 構造改革特別区域の範囲

川崎市の全域

(4) 本市農業の課題

都市化圧力や相続を契機として市内農地は年々減少し、農産物価格の低迷や担い手の高齢化等、営農環境は依然厳しさを増しており、また、1経営体あたりの経営耕地面積は30~50⁷⁻⁸aが最多で、安定的な農業収入への不安等から、農産物の高付加価値化や農業後継者不足が課題である。

(5) 期待される効果

ア 農業

本市人口は増加し、市内産農産物に関心の高い消費者も多く存在していることから、特例措置を活用し、農家レストラン等を現に営む、また、新たに参入する農業者がワイン等を提供することで、農園来園者増加や本市農業の認知度向上が図られ、農業所得の向上が期待できる。

イ 商業

市内産ワイン等を市内農家レストラン等で提供することにより、地域の強みを活かした市内商業の振興への波及効果を期待することができる。

ウ 観光業

都市部では数少ない醸造所を保有した農園を魅力ある観光資源としてPRすることにより、市内産ワイン等の製造を予定している農園及びその周辺地域の魅力の向上が図られ、都市部近郊の新たな観光スポットとしての集客効果が期待できる。

(6) 目標

	2021年(R3)	2023年(R5)	2025年(R7)
特定酒類製造現場件数(延べ件数)	1件	2件	3件
特定酒類製造量(リットル)	50	200	700

(7) スケジュール

	R1. 12月	R2. 1月	R2. 2月	R2. 3月	R2. 4月~	R3
特区手続き	書類作成等	特区申請 ★			特区認定 ★	ワイン等提供開始
特区認定後の動き	申請受付期間 R1.12.23~R2.1.10			農業者・関係者向け広報・周知		★